

第7回船員保険制度の在り方に関する検討会

平成17年11月29日(火) 10:00~
於： は一といん乃木坂 3階312号室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 今後の船員保険制度の在り方について
- (2) その他

3 閉 会

船員保険職務上年金と労災長期給付の財政方式の違いについて

1. 船員保険職務上年金の財政方式

- 一定の前提のもとで年金給付費、被保険者数、被保険者の報酬等の将来推計を行い、将来にわたり積立金が枯渇しない程度の保険料率を設定し財政運営を行う方式であり、ある程度の積立金を保有し、現役被保険者の保険料と積立金からの運用収入等で受給者の年金給付を賄う、賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式である。

2. 労災長期給付の財政方式

次ページ参照

3. 財政方式の違いにより生じる積立不足について

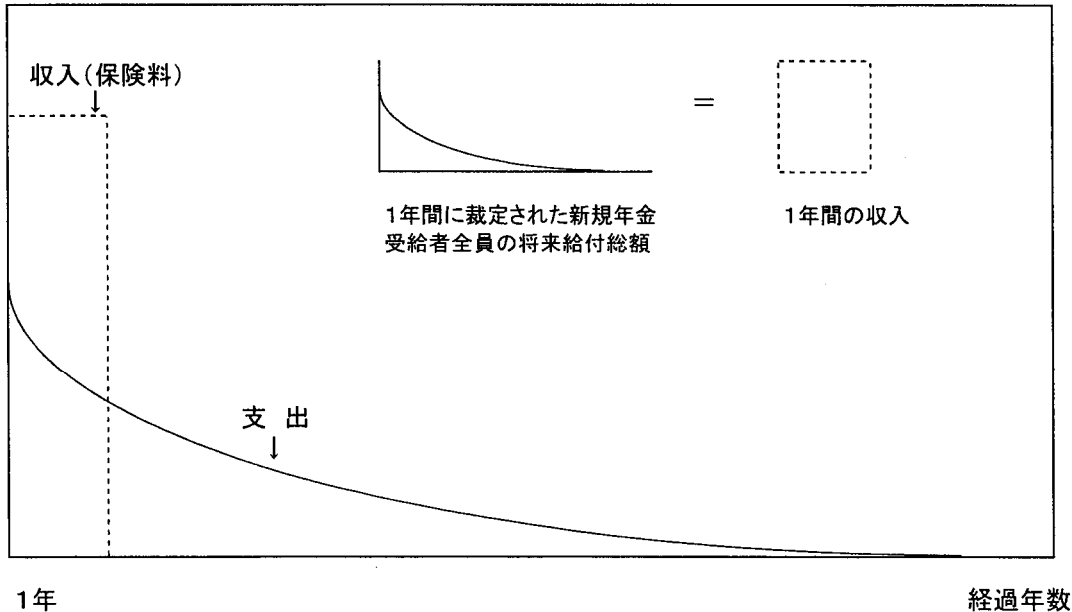
- 上記のとおり、船保の財政方式は、ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し財政運営を行う方式である。
- 一方、労災の財政方式は、当該年度の新規受給者の将来にわたる給付を当該年度の事業者負担させるため、将来の給付金（その時点における受給者の総給付現価）を積立金として保有しなければならない。
- したがって、船保の財政方式を労災の財政方式に移行する場合には、移行時点における年金受給者の将来にわたる給付に相当する額を積立金として保有している必要があることから、現在、保有している積立金と保有していなければならない積立金の額との差が積立不足となる。

労災保険における積立金の必要性について

- 1 年金等の長期給付は、事故発生以降長い場合は20年なり30年以上にわたって給付することとなる。各年度の給付に必要な額をその年度に徴収する方法も考えられるが、これでは過去に起きた労災事故についての給付費用を、事故にまったく責任のない後世代の事業主に負担を求めることになる。これでは、災防努力をして労働災害を減らしたとしても、保険料が減少することがなく、世代間での負担の不公平が生じることとなる。
- 2 そのため、労災事故を起こした責任は労災事故を発生させた事業主が負うべきであるという観点から、将来にわたって年金を給付するのに必要な費用は、事故を起こした時点の事業主集団から全額徴収する方式（充足賦課方式）を採っている。この方式では、収入のうち当該年度の給付に要した分以外は、積立金として保有することとなる。
従って、決算上の収支は、使用用途のない余剰金ではなく、将来の年金給付の原資となるものである。

充足賦課方式

(平成元年度以降の新規年金裁定者に係る財政方式)



平成17年11月29日	資料2
船員保険制度の在り方検討会	

労働福祉事業の例

① 建設業における労働災害防止対策

建設業における労働災害の防止を図るため、工事現場における墜落防止策の普及や専門工事業者の自立的な安全管理の促進等の事業を実施。

建設業は、業種別の死亡災害の発生が全業種の36.7%（平成16年）と最も多く、災害防止の取組が重要。保険財政の好転にも資するもの。

② 振動障害防止対策

林業における振動障害の積極的な予防対策として、チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導、振動障害の防止に係る知識の普及等のための指導等を実施。

振動障害という疾病に着目した事業。療養が長期にわたること等から、予防対策を講ずることが重要。

③ 交通労働災害防止対策

過労運転や深夜運転及び睡眠の状況等と安全な運転との関係についての調査等の実施、各種資料等の作成及び配布等を実施。

交通労働災害による死亡災害は、陸上貨物運送事業で最も多く発生しているが、商業、建設業等幅広い業種で発生しており、交通災害防止対策は、業種を問わず、広く取り組む必要。

一般制度に統合した場合の保険料率について

前提条件（第6回検討会において委員から提案された前提条件）

- 職務外疾病部門については健康保険に統合する。
給付等については現行の健康保険制度での給付とするものと仮定。
- 職務上疾病・年金部門については労災保険に統合する。
業種区分については、現行の船員保険のグループを一つの業種とするものと仮定。
給付については、現行の船員保険での給付を維持*するものと仮定。
※下船後3月の給付、行方不明手当金等についても給付を行うものと仮定。
- 失業部門については雇用保険に統合する。
給付等については現行の雇用保険制度での給付とするものと仮定。
- 福祉事業についてはそれぞれの一般制度での事業とする。
※無線医療センターの運営及び洋上救急医療の援護事業については、別途、引き続き事業を実施できるよう検討。

保険料率の比較

	一般制度に統合した場合の保険料率	現行の保険料率
健康保険制度 (職務外疾病部門)	8.2% (政府管掌健康保険の場合) 使用者側 4.1% 被保険者側 4.1%	9.1% 使用者側 4.5.5% 被保険者側 4.5.5%
労災保険制度 (職務上疾病・年金部門)	3.5% 全額使用者側負担	職務上疾病 2.0% 職務上年金 4.4% 特別支給金 6% 事務費分 2% 全額使用者側負担
雇用保険制度 (失業部門)	19.5% 使用者側 11.5% 被保険者側 8% ※雇用保険三事業分3.5%を含んでおり、使用者側の負担となっている。 ※ただし、農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付のための保険料率については労使双方1%ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業のための保険料率については1%の上乗せがある。	1.8% 使用者側 9% 被保険者側 9%
福祉事業等	一般制度の保険料率に含まれる	福祉事業分 6%
合計	136.5% 使用者側 87.5% 被保険者側 49%	187% 使用者側 132.5% 被保険者側 54.5%

(注) 健康保険及び雇用保険については、現時点での保険料率であり、労災保険については次頁以降の前提に基づく保険料率である。

船員保険に係る料率の試算について
－労災保険率の設定の考え方に基づいた試算－

平成 14 年度から平成 16 年度までの船員保険（労災保険に相当する部分に限る。以下同じ。）に係る保険料収入及び給付実績等から労災保険率の設定の考え方に基づいた場合の船員保険の料率を試算する。

1 試算条件について

労災保険率は保険給付費等の所要額を賃金総額で除して算出していることから、保険給付費、賃金総額等について以下の条件で試算を行う。

(1) 賃金総額 3,245 億円

平成 14 年度から平成 16 年度までの保険料収入及び保険料率から標準報酬総月額（総報酬）を推計し、その 3 年度平均を賃金総額とする。

(2) 短期給付額 72 億円

労災保険の短期給付については、料率設定期間中（3 年）の収支が均衡するよう算定しており（純賦課方式）、平成 14 年度から平成 16 年度までの短期給付の 3 年度平均を短期給付所要額とする。

短期給付に含める給付種別は医療給付、傷病手当金、障害手当金、遺族一時金、年金差額一時金、埋葬料、介護料、行方不明手当金及びこれらの給付に伴い支給される特別支給金とする。

(3) 長期給付額 33 億円

労災保険では新たに発生した年金受給者に係る費用については、将来分を含め、全額徴収することとしており、（充足賦課方式）、平成 14 年度から平成 16 年度までの新規年金受給者の 3 年度平均及び年金等単価を基に給付種別（傷病補償年金、障害補償年金 1-3 級、障害補償年金 4-7 級、遺族補償年金）に

算定し、長期給付所要額とする。

なお、算定の条件として、年金スライド率を1%、積立金の運用利回りを2%とする。

(4) 非業務災害分、労働福祉事業及び事務執行に要する費用

労使保険では非業務災害分（通勤災害等）、労働福祉事業及び事務執行に要する費用については全業種一律に賦課していることから、同率を計上する。

2 試算結果

	金額	料率
賃金総額	3,245 億円	—
短期給付	72 億円	22.3/1,000
長期給付	33 億円	10.3/1,000
非業務災害分	—	0.9/1,000
労働福祉事業費等分	—	1.5/1,000
合計	—	35.0/1,000

職務上年金部門の積立不足の償却について（機械的試算）

1. 試算の基本的な枠組み

- 平成17年度末における積立不足額を、一定の期間内に償却するために必要となる保険料率について試算を行った。
- 保険料率については、現時点での見通しの下に、償却期間を通じて一定の保険料率（平準保険料率）となるように試算を行った。

2. 試算に当たっての前提

- 平成17年度末の給付現価の見通しは法定給付2, 200億円程度※に加え、特別支給金300億円程度※で合計2, 500億円程度。
※平成16年度末の受給者数データを足下として受給者数を推計。
- 平成17年度末の年金部門の積立金の見込みは800億円程度。
- 平成17年度末の船員保険全体の積立金の見込みは1, 100億円程度。
- 被保険者数は、平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3. 5万人又は3万人下げ止まるものとして推計。
- 年金スライド率は1%、積立金の運用利回りは2%としている。

3. 上記の結果による平成17年度末の積立不足額

- ・年金部門の積立金のみ償却に充てる場合 1, 700億円程度（うち法定給付分1, 400億円）
- ・制度全体の積立金を償却に充てる場合 1, 400億円程度（うち法定給付分1, 100億円）

4. 被保険者数の減少を考慮した積立不足償却のための平準保険料率

(単位：‰)

償却期間	積立不足1700億円		積立不足1400億円	
	3.5万人	3万人	3.5万人	3万人
15年	56.7	61.7	46.8	51.0
20年	45.6	50.3	37.7	41.5
25年	38.5	42.8	31.8	35.4

(参考) 労災の方式による積立不足償却のための保険料率（3年程度で見直す必要あり）

(単位：‰)

償却期間	積立不足1700億円	積立不足1400億円
15年	46.6	38.5
20年	36.6	30.3
25年	30.7	25.4

※ 労災保険においては、利回りを勘案し償却期間を通じて毎月一定の金額を償却する保険料率を設定しており、被保険者数が減少した場合には保険料率を引き上げる必要がある。

これまでの主な意見

1 船員保険制度の在り方の基本的な方向について

- 財政悪化への対応策としては、一般管理部門のコスト削減や保有資産の見直し等が第一に追求されるべきであり、このような策を何ら講ぜずして、保険料率の引き上げや保険給付の引き下げ等による安易な制度の見直しを行うことには反対（船主側）
- 財政上の問題を解決するために、各部門をそれぞれの一般制度に統合することも一つの選択肢であるが、総合保険制度の特色を生かしながらその存続を図る方策を講じることも考える（被保険者側）

2 一般制度に統合するに当たっての留意事項について

- 職務上部門の給付については、船員法、ILO条約との関係で、単純な給付の切り下げは困難（被保険者側）
- 職務外疾病部門の給付について、一般制度並みの給付に揃えたとしても直ちにILO条約に抵触するものではないとの考え方は、ILO条約における実質的同等性の確保を危うくするものである（被保険者側）
- 厳しい労働・船内環境による肉体的負荷を長期にわたり伴う、乗船中に療養の給付を受けることが困難である、離家庭性を余儀なくされる等の「船員の特殊性」は、職務上部門の給付においても、職務外疾病部門の給付においても反映されるべきである。（被保険者側）

3 保険料負担の在り方について

- 今以上の保険料負担はできない。現行の水準の範囲内で解消策を考えるべき（船主側）
- 船員保険が総合保険制度であることは保険料を一元的に徴収することを可能としているが、仮に一般制度と統合した場合、保険料徴収が陸上労働者以上に多元化することも想定され、それに伴う収納率への影響や船舶所有者の保険料徴収・納付事務に伴う負担増が懸念される（被保険者側）
- 職務上年金部門の積立不足は、船主債務の一部を将来に繰り延べることで一時的な負担軽減が継続的に図られてきた一方で、リストラにより被保険者数が減少し続けてきたことが原因である（被保険者側）
- 職務上年金部門以外の部門については、相当程度の積立金を有しているため、財源構成は異なるが活用することや年金部門とそれ以外の部門間における料率の調整も検討すべき（船主側）
- 職務外疾病部門について、仮に統合により一般制度並の給付に揃えるのであるならば、船員の特殊性との均衡を図るため保険料負担は相当程度軽減されるべき（被保険者側）
- 一般制度に統合する場合であっても、船員に対して都道府県単位での財政運営が適用されることには反対である（被保険者側）

4 福祉事業の取扱いについて

- 船員福祉施設のあり方については、船員福祉等の後退につながらないように慎重に対応すべき。（被保険者側）
- 財政悪化に対する対応策の一つとして、福祉事業の見直しが行われるべきであり、船員保養施設のあり方

及び委託事業など福祉事業全般について、今日的意義に照らした事業内容の評価および費用対効果の観点からの検討を踏まえた上で、必要に応じた見直しが行われるべきである（船主側）

- 福祉施設は船員保険制度の施設としては廃止・売却することが原則であり、その資産については職務上年金部門の積立不足に充てるべきである（船主側）
- 福祉事業部門では、船員の雇用確保のための事業や、乗船中の傷病に対する支援（洋上救急医療、無線医療）など船員に対する独自の事業が実施されており、一般制度に統合する場合であっても、これらの事業は引き続き実施することが必要である（被保険者側）

5 その他

- まず、保険者の責任として、船員保険への未加入者、保険料の徴収不足、不適正給付を一掃することが必要（被保険者側）
- 船員保険事業の運営状況を広く開示し、透明性を確保するべきである（船主側）
- 失業部門の給付について、被保険者期間の海陸通算は、一般制度に統合するしないにかかわらず、早急に実施すべき。二国間の社会保障協定が推進されている状況がある中で、国内問題である制度間財政調整の仕組みや被保険者記録の管理事務の創設にあたり、具体的にどのような問題点があるのか説明がなされていない（被保険者側）

議論の取りまとめに向けた論点

(制度の現状)

- 被保険者数の減少が続いており、現在の船員独自の保険制度を維持したままでは、船舶所有者及び被保険者の保険料負担を過大なものとせずに将来にわたって安定した財政運営を維持することは困難となるおそれがある。
特に、職務上年金部門については、平成10年度以降、単年度収支の赤字が続くなど、構造的な財政問題を抱えており、船員保険制度の在り方の見直しは先送りできない課題となっている。

- 被保険者数が平成27年度に3万人又は3万5千人となるケースについて、各部門の機械的な財政推計を行ったところ、最も深刻なケースでは、平成32年度に職務上年金部門の積立金が枯渇し、財政破綻する可能性も否定できない試算結果となり、保険集団として規模が縮小し続けた場合、保険運営が大変厳しいものとなることが示された。

- 特別会計改革の議論の中で、船員保険制度について財政制度等審議会から他の特別会計等で運営されている一般制度から独立した保険事業としての必要性が問われており、船員保険制度の在り方の基本的方向について結論を得ることが急務となっている。
(注) 「制度の安定的・効率的な運営を図る観点から、船員保険特別会計について、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである」(平成17年11月18日 財政制度等審議会)

- 船員保険の保険者である社会保険庁が、平成20年秋に、公的年金の運営を担う国の機関(年金運営新組織)と、政府

管掌健康保険の運営を担う国以外の公法人に分離されることが検討されており、平成18年の通常国会に関連法案が提出される予定であることから、船員保険の運営組織の見直しが避けられない状況である。

(基本的方向)

- 船員保険制度は、これまで船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、上記のような制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたり保険事業の安定的な運営を確保するためには、船員保険制度の各部門（職務外疾病部門、職務上年金・疾病部門及び失業部門）を一般制度（健康保険制度、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度）に統合することを基本とした上で、船員労働の特殊性にかんがみ、なお必要不可欠と考えられる給付については、引き続き給付できる仕組みを検討すべきではないか。

(職務上年金部門の積立不足の取扱い)

- 職務上年金部門の積立不足（平成17年度末約1,700億円）については、年金受給者に係る将来の給付に要する資金に相当するものであり、船員保険制度として最終的に賄うべきものであることを踏まえ、一般制度と統合する場合は、これを償却していくことが必要である。積立不足の償却に当たっては、償却に必要となる保険料負担が過大なものとならないよう、他部門の積立金などを活用することについて、どう考えるか。

(船員労働の特殊性を踏まえた給付の取扱い)

- 一般制度と統合する場合は、一般制度における給付内容との均衡を図っていくことを基本としつつ、船員保険の独自給付について見直す必要があるのではないか。一方で、独自給付の中には、船員法において災害補償の内容等が定められている給付があることや、ILO条約において国内法令が条約と実質的に同等であることを確認するとされていることから、船員労働の特殊性にかんがみ、なお必要不可欠と考えられる給付については、引き続き給付できる仕組みを検討すべきではないか。

(福祉事業の取扱い)

- 福祉事業については、各種事業を開始した時点から社会経済情勢が変化していることを踏まえ、真に必要な事業を精査して実施することが求められており、一般制度と統合した場合は、一般制度における福祉事業の取扱いとの整合を図っていくことを基本として実施するべきではないか。

ただし、関連する法令の差異に留意しつつ、無線医療センターの運営や洋上救急の援護など、特に船員労働の特殊性との関連が深い事業については、その特殊性を踏まえた検討が必要ではないか。

- また、福祉施設については、特別会計改革における議論や、国が保有する公的施設の在り方に関する議論において、既存施設の廃止・民営化などの整理合理化措置を進めることとされている点を踏まえ、国以外の主体による管理・運営の方法も視野に入れて検討すべきではないか。

(一般制度間にまたがる可能性のある給付の取扱い)

- 下船後3月の療養補償については、職務外の負傷・疾病に対する給付であり、船員法において船舶所有者の災害補償責任として規定され、船舶所有者の全額負担により賄われることとされているが、健康保険制度においては、一定の自己負担を組み合わせつつ、労使折半の保険料により賄うこととされている。

- 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、昭和61年4月1日以降、職務外年金については厚生年金に統合されたが、同日以前の旧船員保険法の年金(旧法年金)は厚生年金から支給されることとされている。この旧法年金は職務外相当分と職務上相当分からなり、職務上相当分に要する費用については、船員保険制度で負担することとされている。

- これらの給付は複数の一般制度にまたがる可能性のある性格を持つものであり、船員保険制度の各部門を一般制度に統合する場合、単純に整理することが難しいことを踏まえつつ、引き続き給付するための仕組みを検討すべきではないか。

(特別会計改革と運営主体の在り方)

- 財政制度等審議会においては、特別会計改革について、「類似の事業を行う複数の特別会計については、国民にとっての分かりやすさ、資金の流れの透明性の確保、業務の効率化等の観点から意義が認められる場合には、これらの統合を行うべきである」、「国でなければ遂行できない事業以外は、独立行政法人化、民営化等を検討すべきである」と指摘されているところであり、船員保険制度の在り方について、事業の性格に応じて、一般制度に統合する場合のほか、国以外の主体による運営についても検討が必要である。

- 船員保険制度の各部門に対応する健康保険制度、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度は、いずれも強制適用の保険制度であり、船員保険制度の各部門について国以外の主体による運営を行うこととした場合でも、船員に対する保障を確保するため、適用や保険料徴収に係る業務については、ある程度公的な関与が必要ではないか。

- 船員保険に関わる業務は、社会保険事務所等が地方運輸局との連携の下に行っているが、政管健保の公法人化後における当面の船員保険の運営主体について、円滑な移行を図る観点からどのように考えるか。

(制度見直しの時期)

- 被保険者数の減少が続く中、将来にわたって安定した保険運営を確保できるよう、本検討会で今後の船員保険制度の在り方の基本的方向を取りまとめた上で、これに沿って速やかに制度見直しを行うことが適当である。

しかし、

- ・ 他の社会保障制度や国際条約との関連に留意して、個々の給付についての整理が必要であること、

- ・ 新たな船員保険の運営組織において、システム開発等の円滑な体制整備のために一定の期間を要すること、
- ・ 積立不足の解消に向けた取組の円滑な進捗を見極める必要があること

等を踏まえ、制度見直しに向けて一定の期間を定めた上で、関係当事者の間で今後さらに検討を深める必要があるのではないか。